

富士見町告示第 41 号

町道の路線の供用廃止に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり町道の路線の供用廃止をする。

その関係図面は、この告示の日から令和 8 年 3 月 27 日まで富士見町役場建設課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 13 日

富士見町長 渡 辺 葉

整理 番号	路線名	供用廃止の区間	供用廃止の日
1	町道 1802 号線	富士見 10709-1 ～ 富士見 10699	令和 8 年 3 月 13 日
2	町道 3107 号線	富士見 1430-1 ～ 富士見 1430-1	令和 8 年 3 月 13 日